

柏崎市議会反問に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会基本条例（平成26年条例第49号）第22条第3項に規定する反問について、必要な事項を定めるものとする。

(行使)

第2条 本会議又は委員会において、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、議員又は委員の質問の趣旨又は根拠を確認し、その論点を明確にすることを目的として、反問することができる。

2 市長等が反問する機会は、議員の質問が終了して市長等が答弁を始める前とする。

3 市長等は、反問するときは、挙手の上、議長又は委員長に反問するための発言を求めるものとする。

4 議長又は委員長は、前項の規定により反問の発言を求められた場合において、これを適当と確認したときは、反問を許可するものとする。

(答弁時間)

第3条 本会議における反問に対する議員の答弁時間は、質問時間に含まれないものとする。

(議員の責務)

第4条 議員は、市長等の反問に対して、誠実に答弁しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月5日から施行する。